

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和5年（2023年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

## 1 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故21件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                        | 事故の概要  | 損害賠償の額   |
|----|---------------------------------------|--|----------|
| 1  | 令和5年4月6日<br>江別市在住者                    | 令和5年2月21日、札幌市白石区川北1条1丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する道路が破損して生じた飛散物により損傷したもの                             | 396,317円 |
| 2  | 令和5年6月18日<br>札幌市清田区在住者                | 令和5年5月14日、札幌市南区定山溪温泉西4丁目において、本市が管理する施設の通路を走行中の相手方の自動車が、当該通路上の雨水 <sup>ます</sup> 柵の蓋が外れていたことにより損傷したもの | 91,510円  |
| 3  | 令和5年7月21日<br>札幌市東区<br>医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院 | 令和5年5月19日、札幌市東区北33条東14丁目において、本市の救急隊が、救急活動中に誤って相手方の医療機器を損傷したもの                                      | 104,940円 |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方         | 事故の概要  | 損害賠償の額   |
|----|------------------------|--|----------|
| 4  | 令和5年8月3日<br>札幌市手稲区在住者  | 令和5年7月13日、札幌市手稲区において、本市の救急隊員が、救急活動中に誤って搬送中の相手方を負傷させたもの                                   | 2,240円   |
| 5  | 令和5年8月8日<br>江別市在住者     | 令和5年5月8日、札幌市北区屯田9条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、橋りょうとの接続部分の段差により損傷したもの                  | 120,208円 |
| 6  | 令和5年8月9日<br>札幌市北区在住者   | 令和5年4月20日、札幌市北区新琴似12条7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの                     | 15,457円  |
| 7  | 令和5年8月17日<br>札幌市南区在住者  | 令和5年6月19日、札幌市白石区本通15丁目北において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの           | 62,337円  |
| 8  | 令和5年8月17日<br>札幌市白石区在住者 | 令和5年6月28日、札幌市豊平区月寒東1条3丁目において、本市の福祉業務用のリース車が、駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの                 | 264,513円 |
| 9  | 令和5年8月24日<br>札幌市清田区在住者 | 令和5年7月28日、札幌市清田区北野4条4丁目において、相手方の住宅の設備が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの                   | 86,350円  |
| 10 | 令和5年8月25日<br>札幌市清田区在住者 | 令和5年6月23日、札幌市清田区清田10条3丁目において、本市が管理する公園の通路をランニング中の相手方が、当該通路のブロックが不安定であったことにより体勢を崩し、負傷したもの | 22,320円  |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                                    | 事故の概要   | 損害賠償の額   |
|----|---|---|----------|
| 11 | 令和5年8月29日<br>愛知県名古屋市<br>トヨタモビリティ<br>パーツ株式会社       | 令和5年7月28日、札幌市手稲区明日風1丁目において、本市の道路パトロール車と相手方の自動車が接触したもの（2和解番号1と同一の事故）           | 188,786円 |
| 12 | 令和5年9月3日<br>札幌市手稲区<br>株式会社札幌ファ<br>シリテイ・マネジ<br>メント | 令和5年7月9日、札幌市中央区北12条西19丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの          | 19,800円  |
| 13 | 令和5年9月14日<br>札幌市東区在住者                             | 令和5年7月17日、札幌市中央区北10条西23丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの         | 39,028円  |
| 14 | 令和5年9月20日<br>札幌市南区在住者                             | 令和5年8月8日、札幌市清田区真栄において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの                 | 118,592円 |
| 15 | 令和5年9月21日<br>札幌市白石区在住<br>者                        | 令和5年7月17日、札幌市白石区菊水元町1条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの         | 34,353円  |
| 16 | 令和5年9月21日<br>札幌市白石区<br>株式会社門馬測量<br>事務所            | 令和5年7月26日、札幌市白石区川北2条3丁目において、相手方の測量機器が、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したもの | 170,225円 |
| 17 | 令和5年10月10日<br>恵庭市在住者                              | 令和5年9月7日、札幌市東区北49条東16丁目において、本市の救急車両が、駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの             | 152,658円 |

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方          | 事故の概要  | 損害賠償の額   |
|----|-------------------------|--|----------|
| 18 | 令和5年10月12日<br>北広島市在住者   | 令和5年9月15日、札幌市清田区真栄において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの                                       | 9,968円   |
| 19 | 令和5年10月19日<br>札幌市白石区在住者 | 本市の職員が個人番号カードの発行に係る事務を適切に行わなかったことにより、相手方がマイナポイントを受け取ることができなかったもの                                     | 20,000円  |
| 20 | 令和5年10月20日<br>札幌市中央区在住者 | 令和5年9月3日、札幌市西区山の手6条4丁目において、本市が管理する公園の駐車場に駐車しようとした相手方の自動車が、車止めから露出したボルトにより損傷したもの                      | 240,328円 |
| 21 | 令和5年10月20日<br>札幌市厚別区在住者 | 令和5年9月26日、札幌市厚別区厚別東1条5丁目において、本市が管理する街路樹の根が、相手方の住宅から接続する公共 <sup>ます</sup> 木の管路を塞いだことにより、当該管路の清掃等を要したもの | 96,100円  |

## 2 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故1件について、次のとおり和解する。

| 番号 | 専決処分年月日<br>相手方                              | 事故の概要   | 和解の概要                    |
|----|---|---|--------------------------|
| 1  | 令和5年8月29日<br>愛知県名古屋市<br>トヨタモビリティ<br>パーツ株式会社 | 令和5年7月28日、札幌市手稲区明日風1丁目において、本市の道路パトロール車と相手方の自動車が接触したもの（1 損害賠償及び和解番号11と同一の事故） | 相手方は、本市に対して、74,471円を支払う。 |